

（1）基盤的保険者機能関係

□令和元年度

□令和2年度

①. 現金給付の適正化の推進

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
業務	◆疑義のある申請等について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において協議し、情報を共有して支部全体で対応。また、事業所への立ち入り調査の適宜実施（状況に応じ年金機構と連携）	・保険給付適正化プロジェクトチーム会議の定期開催 ・疑義のある申請書に係る事業所調査の適宜実施	・保険給付適正化プロジェクトチーム会議の定期開催（定期2回、随時1回 合計3回開催） ・疑義のある事業所のリストアップ実施	◆疑義のある申請等について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において協議し、情報を共有して支部全体で対応。また、事業所への立ち入り調査の適宜実施（状況に応じ年金機構と連携）
業務	◆資格疑義申請書の返戻、役員の給付申請に関する報酬確認等、特に現金給付を受給するためだけの資格取得について適切に実施	・取得日疑義、詐病等の疑いがある申請に対し、本人照会・医師照会実施（随時）	・取得日に疑義のある申請書について照会票による確認を実施	◆資格疑義申請書の返戻、役員の給付申請に関する報酬確認等、特に現金給付を受給するためだけの資格取得について適切に実施
業務	◆傷病手当金と他制度給付との適正な併給調整の実施 （1）傷病手当金の審査における、年金機構に対する年金受給額等の照会を行い、併給調整を確実に実施 （2）傷病手当金と労災休業補償の重複支給防止を図る	・「傷病手当金と年金の併給調整に係る手順書」に基づく事務処理を徹底し、適正な併給調整を実施 ・年金受給額等について日本年金機構に照会（随時） ・労災保険の給付決定に時間を要することから健康保険の給付決定を希望する旨の申出があった場合は、「同意書」を取得し「進捗管理表」での管理を徹底	・手順書に基づいた適正な併給調整実施 ・労災との併給調整について適正に実施 ・進捗管理票による管理、定期的な監督署への照会の実施	◆傷病手当金と他制度給付との適正な併給調整の実施 （1）傷病手当金の審査における、年金機構に対する年金受給額等の照会を行い、併給調整を確実に実施 （2）傷病手当金と労災休業補償の重複支給防止を図る

②. 効果的なレセプト点検の推進

【KPI】
社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（0.349%）以上とする

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
レセプト	◆システムを活用した効率的な点検業務の推進	・自支部、他支部査定事例からのマスタメンテナンス実施（月次） ・他支部とのマスタ・テンプレート交換による新たな点検ルールの取り込みを実施（随時）	・レセプト点検員ミーティングにおいて自動点検マスタメンテナンスを毎月実施 ・今年度より全国各支部のマスタ閲覧と入手が容易に可能となり、他支部マスタによる自動点検を4月と8月に実施。査定状況を確認し、自支部マスタの改善と追加作業を実施	(削除)
レセプト	◆点検員のスキルアップを図るための支部独自研修を実施、情報の共有化を図る	・支部内研修を2回実施（中級から上級レベル） ・他支部査定事例共有データのCSV出力を活用し、参考事例をミーティングにて共有（月次） ・社会保険診療報酬支払基金での一次査定事例の検証と情報共有（月次） ・審査医師による点検指導および社会保険診療報酬支払基金との打合せ実施と結果の情報共有（月次）	・支部独自研修を8月30日に青森支部と合同により実施 ・点検員スキルアップを目的に、他支部査定事例を学習資料として加工作成し点検員に配付。学習会や日々の点検業務で活用（3回実施） ・点検員ミーティングにおいて再審査請求状況を確認するとともに、支払基金の審査傾向の確認や、学習会および自動点検の実施方法を検討（月次） ・審査医師への疑義案件にかかる相談、支払基金と再審査請求事例等の協議を計画のとおり実施（月次）	(削除)
レセプト	—	—	—	◆レセプト点検業務による再審査請求の推進
レセプト	—	—	—	◆社会保険診療報酬支払基金との連携強化

③. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

【KPI】
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度（0.52%）以下とする

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
業務	◆多部位、頻回の申請等における、柔道整復療養受診者及び柔道整復師への負傷原因照会の実施 ◆長期施術（部位ころがし）に対する患者照会の実施	・部位数及び施術日数の多い受診者への負傷原因照会実施。疑義がある場合は受診者および柔道整復師に再照会（月次） ・多部位傾向、高額請求傾向の施術所受診者への照会実施（月次） 患者照会6,000件/年（部位ころがしを含む） ・12ヶ月間に10ヶ月以上柔道整復療養費の支給記録がある加入者データが年2回（上期・下期に1回ずつ）本部から提供されるため、データを活用し、患者照会を実施 ・長期施術を受けている加入者に対し、柔整療養費の適正化に向けたチラシを配布し、適正な施術の意識啓発を図る	・2部位7日以上照会（4～7月受付分）：2,095件 ・患者再照会：13件 ・長期施術者患者照会：27件	◆多部位、頻回の申請等における、柔道整復療養受診者及び柔道整復師への負傷原因照会の実施 ◆長期施術（部位ころがし）に対する患者照会の実施
業務	◆あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	・文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化 ・疑義申請に対する本人照会を実施（随時）	・柔整との重複受診疑義照会（9月末現在） 本人照会18件 10件回答（適正）	◆あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

④. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

【KPI】

I. 日本年金機構回収も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする

II. 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度（56.66%）以上とする

III. 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度（0.063%）以下とする

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
レポート	◆保険証未回収者への早期催告	<ul style="list-style-type: none"> 未返納者に対する催告の早期実施（一次催告：資格喪失処理後7日から2週以内） 一次催告後もなお未返納者に対する二次催告の実施 事業所への保険証返納催告の実施 各種研修会でのチラシ配布 	<ul style="list-style-type: none"> 未返納者への一次催告および二次催告を計画に基づき実施（週次） 回収不能届により電話連絡が可能な者に対し電話催告を計画に基づき実施（1人に対して1～2回：週次） 年金機構算定基礎届説明会および社会保険委員会研修会の学習資料として出席者へ周知（6～7月） 	◆保険証未回収者への早期催告
レポート	◆保険証未回収者が多い事業所へ添付徹底を周知案内	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年2月実施資格喪失後受診の未然防止事業、アンケート分析結果に基づく事業所指導（トップセールス） 未返納者の多い事業所への文書による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度事業の分析結果をもとに、未回収割合の高い大規模事業所を訪問。未回収割合は高いが返納金発生が少ないことから、トップセールスではなく事務レベルでの協議を実施し、従業員からの早期回収と協会への早急な提出を指導（8月） 	◆無効保険証の早期回収に向けた広報および保険証適正利用に向けた制度周知
レポート	◆債権担当者会議の開催による、支部内の債権状況の把握および効果的な回収の実施	<ul style="list-style-type: none"> 債権担当者会議の月次開催（共有内容） 証回収催告と回収状況 債権発生防止策進捗 債権調定、収納状況 各種催告の進捗状況（保険者間調整、弁護士催告、法的手続きほか） 	<ul style="list-style-type: none"> 債権担当者会議を開催し、毎月の債権発生額・回収額・未済額・催告状況の確認および、今後の見通しや対策を検討（月次） 債権担当者会議において、資格喪失後受診未然防止事業や債権回収強化月間の内容を検討（6～7月） 	(削除)
レポート	◆債権回収計画に基づいた計画的な督促業務の強化および支払督促等の法的手続きによる回収の実施	<ul style="list-style-type: none"> 高額債権が発生した時は、今後の収納事務を円滑に進めるために調定前に納付の予告通知を送付し債務者からの連絡を促す。あわせて保険者間調整にかかる案内を実施 年金機構への居所不明者照会実施（随時） 内容証明、法的手続きによる催告強化（随時）（法的手続き40件/年） 弁護士名による催告実施（月次） 	<ul style="list-style-type: none"> 文書及び電話による債権回収催告を実施（週次） 文書・電話の催告で回収できない者に対し、弁護士名による催告や法的手続きを実施（随時） 資格喪失後受診による債務者に対し、返納金納付書を送付する前の段階で保険者間調整の案内を通知（月次） 弁護士名による催告（上期：100件） 内容証明による催告（上期：33件） 法的手続きによる催告（上期：12件） 保険者間調整の受付件数（上期：63件） 	◆債権回収計画に基づいた計画的な督促業務の強化および支払督促等の法的手続きによる回収の実施
レポート	◆返納金等の各種債権における、新規発生分の早期回収に重点を置いた回収率の向上			
レポート	◆債権回収強化月間の実施	<ul style="list-style-type: none"> 債権回収強化月間を設定し催告等を実施（7月・12月の2回実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 債権回収強化月間として盛岡近隣の債務者宅の戸別訪問を実施。過去に催告しても納付されなかった者と、今年度の新規債務者が対象（8月） 	◆債権回収強化月間の実施
レポート	◆無資格受診により生じた返納金に係る保険者間調整について、積極的な実施案内を送付	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会との協力連携を図り実施（月次） 資格喪失後受診にかかる返納金債権の一次催告および以降の納付催告は、保険者間調整の案内を全件実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会との連絡調整を毎月実施 資格喪失後受診による返納金債務者に対し、計画に基づき保険者間調整の案内を実施（月次） 	◆無資格受診により生じた返納金に係る保険者間調整の推進

⑤. サービス水準の向上

【KPI】

- I. サービススタンダードの達成状況を100%とする
- II. 現金給付等の申請に係る郵送化率を86.5%以上とする

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
業務	◆サービススタンダードの管理を徹底の上、10営業日以内の着実な支払いの実施 【目標】サービススタンダード100%実施継続	・システムを活用しながら進捗管理し、サービススタンダード達成100%を維持 ・システム上での警告表示を基に進捗状況を常時確認	・システムによる確実な進捗管理を実施し、100%達成 ・日々の警告表示の確認を実施	◆サービススタンダードの管理を徹底の上、10営業日以内の着実な支払いの実施 【目標】サービススタンダード100%実施継続
業務	◆お客様満足度の向上にむけた受付窓口や電話相談におけるスムーズな対応	・申請書送付依頼者への電話対応アンケートの実施 ・アンケートフィードバックによる職員のスキル向上	・チェックシートによる定期的な自己チェック（毎月20日） ・定期的な注意点等のメール配信（月初・自己チェック実施時） ・業務G職員による月別重点テーマの周知（メール周知、端末画面のチェッカーに常時表示し職員の意識付け強化）	◆お客様満足度の向上にむけた受付窓口や電話相談におけるスムーズな対応
業務	◆加入者・事業主の利便性向上や負担軽減の観点による、郵送申請の勧奨	・申請書の送付依頼があった際に返信用封筒を同封 ・閉鎖したサテライト窓口申請書と提出用封筒を配置 ・窓口定期的に来所される方へ返信用封筒の配布 ・限度額適用認定証の郵送セットの利用勧奨により、更なる郵送化率の向上を図る	・任継取得申出について、窓口受付の多い事業所を調査 ・年金機構主催の算定基礎届説明会や広報紙等での周知 ・電話対応時に申請は窓口でなく郵送でも対応可能な旨を説明 ・書類（傷病手当金申請書等）を調査・分析し、窓口受付の多い事業所への文書依頼（16事業所）	◆加入者・事業主の利便性向上や負担軽減の観点による、郵送申請の勧奨
業務	◆丁寧な説明、迅速な対応によるお客様満足度の向上	・研修、マニュアルによるスキルアップ ・CS向上メールによる啓発活動 ・電話応対チェックシート及びアンケートを実施	・お客様満足度調査結果を踏まえた弱点ポイントの向上、重点テーマの共有のため以下の取組みを実施 ・本部提供のコールセンターマニュアルを活用したスキルアップ ・業務グループ内での勉強会（補助員への電話レクチャー） ・定期的な注意点等のメール配信（月初・自己チェック実施時） ・業務G職員による月別重点テーマの周知（メール周知、端末画面のチェッカーに常時表示し職員の意識付け強化）	※削除（二段上と内容が重複するため統合）

⑥. 限度額適用認定証の利用促進

【KPI】

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
業務	◆限度額適用認定証の利用促進計画を作成し、医療機関・事業主・加入者等への制度周知や申請書配布等により利用促進を実施 ◆医療費助成を行った市町村からの代理受領の高額療養費申請も多くみられるので、市町村に対して限度額適用認定証利用促進の協力依頼を実施	・医療機関窓口への申請書一体型リーフレットの配置 ・申請書受付状況の分析（9月、3月） ・医療機関訪問による利用拡大への協力依頼（5月、11月） ・市町村訪問による協力依頼を強化 ・限度額適用認定証の利用拡大を目的としたポスターを作成し、医療機関、自治体、窓口へ広報	・限度額適用認定証利用促進のポスターを作成し送付（県内790の医療機関、587の薬局、全33市町村） ・医療機関へ申請書一体型リーフレット及び返信用封筒の送付（20床以上の91医療機関） ・広報紙、各種説明会による周知 ・医療機関訪問実施 9か所 ・自治体訪問実施 5か所 ・支払基金に対する医療費助成事業の自治体への受託要請 ・限度額適用認定証の未提出者に手続の案内文書を送付（対象者：高額療養費支給申請書の提出者）	◆限度額適用認定証の利用促進計画を作成し、医療機関・事業主・加入者等への制度周知や申請書配布等により利用促進を実施 ◆医療費助成を行った市町村からの代理受領の高額療養費申請も多くみられるので、市町村に対して限度額適用認定証利用促進の協力依頼を実施

⑦. 被扶養者資格の再確認の徹底

【KPI】

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.6%以上とする

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
業務	◆医療費適正化に向けて被扶養者資格再確認業務を確実に進め、提出率を向上させるため未提出事業所への提出勧奨および未送達事業所への調査を確実に実施	・研修会、算定基礎届説明会等を通じ事業主への説明、協力要請実施（上半期、随時） ・未提出の全事業所について電話・文書での提出催促を実施（7～9月）	・下期から開始されるため、上期の実績なし	◆医療費適正化に向けて被扶養者資格再確認業務を確実に進め、提出率を向上させるため未提出事業所への提出勧奨および未送達事業所への調査を確実に実施

（2）戦略的保険者機能関係

□令和元年度

□令和2年度

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
企画	◆「事業所カルテ」等を活用した「いわて健康経営宣言」事業の宣言登録事業所の拡大	・外部委託による事業所訪問時に持参	・健康経営宣言に係るインセンティブとするため、健診結果データが10名以上確認できる事業所に対して文書による宣言勧奨時、及び外部委託による訪問勧奨時に「事業所健康度診断」を提供（5～8月）	◆「 事業所健康度診断シート 」等を活用した「いわて健康経営宣言」事業の宣言登録事業所の拡大
企画	◆「いわて健康経営宣言」登録事業所への情報提供	・宣言直後、宣言1年後に提出する「職場の健康チェックシート」により健康づくりの定着度等の結果を提供 ・事業所健康度診断シートの提供	・宣言直後の「職場の健康チェックシート」は随時送付（その他は下期実施予定事業）	◆「いわて健康経営宣言」登録事業所への情報提供

②. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
企画・保健	上位目標（10年後成果目標）：脳血管疾患の年齢調整死亡率減少 中位目標（06年後成果目標）：平均収縮期血圧の減少 下位目標 ① 特定健診受診率、事業者健診データ取得率、被扶養者の特定健康診査受診率の向上 ② コラボヘルスの推進（「いわて健康経営宣言」宣言事業所の拡大、特定保健指導実施件数の向上など） ③ 重症化予防対策の推進	・第2期データヘルス計画の平成31年度「活動計画」により各事業を実施 【事業名】 ①生活習慣病予防健診の推進 ②事業者健診データ取得の推進 ③被扶養者の特定健診の推進 ④特定保健指導の推進 ⑤職場のヘルスアップサポート ⑥重症化予防事業 ⑦コラボヘルスの推進 ※①～⑥についてはⅰ）～ⅴ）を参照	・第2期データヘルス計画の平成31年度「活動計画」により各事業を実施 【事業名】 ①生活習慣病予防健診の推進 ②事業者健診データ取得の推進 ③被扶養者の特定健診の推進 ④特定保健指導の推進 ⑤職場のヘルスアップサポート ⑥重症化予防事業 ⑦コラボヘルスの推進 ※①～⑥についてはⅰ）～ⅴ）を参照	上位目標（10年後成果目標）：脳血管疾患の年齢調整死亡率減少 中位目標（06年後成果目標）：平均収縮期血圧の減少 下位目標 ① 特定健診受診率、事業者健診データ取得率、被扶養者の特定健康診査受診率の向上 ② コラボヘルスの推進（「いわて健康経営宣言」宣言事業所の拡大、特定保健指導実施件数の向上など） ③ 重症化予防対策の推進
企画・保健	【コラボヘルスの推進（「いわて健康経営宣言」宣言事業所の拡大）】 ≪下位目標≫ ・宣言事業所の生活習慣病にかかる血圧、喫煙のリスクを3%以上減少させる ≪具体策≫ ・岩手県知事名と支部長名の連名文書による宣言勧奨の文書を発送し、宣言事業所の増加を図る（岩手県との連携） ・宣言勧奨の文書発送後、一定期間も宣言がない事業所について外部委託による事業所訪問を実施する ・事業主へ事業所健康度診断シートを提供し、事業主の従業員に対する健康意識の変容を図る ・健康保険委員広報誌で宣言事業所の取組を紹介し、意識啓発を行う ・加入者、事業主へ宣言登録にかかるインセンティブの付与を行う ・宣言事業所名をホームページに掲載し、宣言事業所のイメージアップを図る ・県内保健所と連携し、事業所への働きかけ（セミナーの開催など）を行い、健康経営の浸透を図る ・宣言直後と宣言1年後に提出してもらう「職場の健康チェックシート」の結果をフィードバックする ・宣言後1年が経過する事業所へはセミナーを開催し、職場の健康づくりに対するアドバイスを行い、自社の健康課題の把握、今後の取組を考察するための資料として、事業所健康度診断シートを提供 ・セミナー参加事業所等に「職場のヘルスアップサポート」の利用について必要な広報を行う ・「健康経営の推進にかかる連携協定（5者協定）」に基づく健康経営の推進 ※以下については5者協定における決定事項に基づき実施（現時点では未定のため、当協会が実施する前提で予算も計上している） ・優れた取組を実施している優良事業所の表彰（いわて健康経営アワード）	≪下位目標を達成するための具体策にかかる活動内容・スケジュール≫ ・被保険者数、所在地、業種等によるセグメントを行い、宣言勧奨の文書を発送（上半期） ・勧奨文書発送後、外部委託による事業所訪問を3か月以内に実施（上半期） ・一定の健診データが確認できる宣言事業所に対し「事業所健康度診断シート」を提供を実施（下半期） ・30年度いわて健康経営アワード受賞事業所の取組について、健康保険委員広報誌で紹介 ・宣言登録に係るインセンティブとして、宣言事業所に対して健康に関する情報提供を実施（年2回） ・宣言登録時に支部ホームページに社名を掲載（通年） ・保健所主催の健康経営セミナーに参加し、「いわて健康経営宣言」事業を周知（通年） ・宣言直後、宣言1年後に「職場の健康チェックシート」を送付。その結果はセミナー等を通じてフィードバック。また、セミナー参加事業所には併せて「事業所健康度診断シート」を提供（チェックシートの送付は通年/セミナー開催は下半期） ・「職場のヘルスアップサポート」に係る情報提供の実施（通年） ≪以下については、県による表彰制度の動向により実施を決定≫ ・事業所から応募を募り「いわて健康経営アワード」を実施し、5社を表彰、新聞紙等の広報媒体で健康づくりの取組を紹介（6月～12月）	・健診、保健指導、業種等による事業所のセグメントを行い、下記①②の事業所に対して文書による宣言勧奨を実施。なお、健診結果データが10名以上確認できる事業所に対しては「事業所健康度診断」も同時提供（5、7月） ①:健診、保健指導の受診（実施）率が高い未宣言事業所（5月:338事業所） ②:健診受診率は高いが保健指導の実施率が低い、かつメタボリスクの高い業種の事業所（5月:315事業所/7月:94事業所） ・上記②については、文書送付から約1～2ヶ月後に外部委託による事業所訪問を実施（250事業所:6～8月） ・30年度いわて健康経営アワード受賞事業所の取組を健康保険委員広報誌にて紹介（4、6、8月） ・宣言事業所に対し、歯の健康に関するリーフレットによる情報提供を実施。また、同時に情報提供に係るアンケートを実施（6月） ・宣言事業所の社名を支部ホームページに掲載（毎月更新） ・宣言直後、宣言1年後に「職場の健康チェックシート」を送付（宣言直後は随時、1年後は9月） ・「職場のヘルスアップサポート」について、宣言時、及び上記歯の健康に関する情報提供を実施する際に同時実施（随時、6月） ・「健康づくりメニューチェックシート」を送付し、宣言事業所における今年度の健康づくりメニューの取組予定の調査を実施（4月送付、6月再送付[未提出事業所のみ]） ・岩手県や経済団体等との共催により「いわて健康経営アワード」を実施（7月より応募開始し、現在応募期間中）	【コラボヘルスの推進（「いわて健康経営宣言」宣言事業所の拡大）】 ≪下位目標≫ ・宣言事業所の生活習慣病にかかる血圧、喫煙のリスクを3%以上減少させる ≪具体策≫ ・岩手県知事名と支部長名の連名文書による宣言勧奨の文書を発送し、宣言事業所の増加を図る（岩手県との連携） ・宣言勧奨の文書発送後、一定期間も宣言がない事業所について外部委託による事業所訪問を実施する ・事業主へ事業所健康度診断シートや 健康に関するパンフレット等 を提供し、事業主の従業員に対する健康意識の変容を図る ・健康保険委員広報誌で宣言事業所の取組を紹介し、意識啓発を行う ・加入者、事業主へ宣言登録にかかるインセンティブの付与を行う ・宣言事業所名をホームページに掲載し、宣言事業所のイメージアップを図る ・県内保健所と連携し、事業所への働きかけ（セミナーの開催など）を行い、健康経営の浸透を図る ・宣言直後と宣言1年後に提出してもらう「職場の健康チェックシート」の結果をフィードバックする ・宣言後1年が経過する事業所、 宣言後一定期間が経過する事業所を対象に セミナーを開催し、職場の健康づくりに対するアドバイスを行い、自社の健康課題の把握、今後の取組を考察するための資料として、事業所健康度診断シートを提供 ・セミナー参加事業所等に「職場のヘルスアップサポート」の利用について必要な広報を行う ・「健康経営の推進にかかる連携協定（5者協定）」に基づく健康経営の推進 ・優れた取組を実施している優良事業所の表彰（いわて健康経営アワード） ※5者協定における決定事項に基づき実施予定） ・事業主と連携した禁煙外来の受診勧奨事業を実施し、 事業所とのコラボヘルスの推進を図るとともに喫煙者対策を推進

ⅰ) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上
【KPI】
 I. 生活習慣病予防健診実施率を53.4%以上とする
 II. 事業者健診データ取得率を13.6%以上とする
 III. 特定健康診査実施率を27.6%以上とする

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
保健	◆生活習慣病予防健診実施件数の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施機関会議や実地調査訪問の際等に、定期健診申込み事業所への生活習慣病予防健診への切替え勧奨の実施要請 ・健診実施機関における実施状況の徹底した進捗管理及び特に大規模な実施機関に対しての定例もしくは随時打合せによる情報の共有と連携強化 ・生活習慣病予防健診の新規実施事業所獲得の営業活動に使用する、生活習慣病健診を受診していないもしくは受診率が低い事業所のリストの健診機関への提供 ・健診推進経費を活用したインセンティブの付与による対象期間内及び地域を絞った実施数向上の取り組みの実施 ・生活習慣病予防健診の案内パンフレット等の発送後、一定期間経過後に生活習慣病予防健診の優位性をアピールするDMを送付 ・業界団体と、生活習慣病予防健診受診者数向上の対策の実施についての協議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施機関会議、実地調査訪問の際に生活習慣病予防健診実施者数の拡大を依頼 ・事業所リスト（生活習慣病健診を受診していないもしくは受診率が低い事業所のリスト）を活用した健診機関での受診勧奨 ・健診推進経費を活用した生活習慣病予防健診受診者数の拡大（H30年2機関→R元年度は16健診機関が事業実施） 	◆生活習慣予防健診受診者数の拡大
保健	◆生活習慣病予防健診実施件数枚の増加及び受診しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県外にも視野を広げた、新規健診実施機関獲得のための文書、訪問等による勧奨 ・検診車巡回日程の効率化の要請 ・健診機関過疎地域への検診車の重点配車に向け、健診機関と協議の上、より多くの集団健診の実施及び実施地域周辺に所在する事業所への効果的な周知の実施 ・県との連名通知等による広報誌への掲載依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内、県外の18機関に対して文書、訪問勧奨を実施。新規契約見込みのある4機関と現在も継続交渉中 ・健診機関過疎地域の事業所（宮古、大船渡、北上、一関、釜石、久慈、盛岡）に対して、集合バス健診日程のパンフレットを送付（7月初旬、約9,500社に対してパンフレットを送付） 	（他項目と統合のため削除）
保健	◆事業者健診取得数増加のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体等との協力による同意書及び事業者健診結果データ提供勧奨 ・労働局との連名通知 ・労働局との連名通知の内未提出事業所への外部委託による勧奨 ・社会保険労務士会との連携による勧奨 ・弁護士との連名文書による提出勧奨（過去の勧奨で未提出の事業所対象） ・継続データ提供事業所からの確実な取得 ・生活習慣病予防健診実施機関及び大規模事業所等への提出勧奨 ・いわて健康経営宣言事業所の内生活習慣病予防健診未利用事業所への勧奨 ○データ提供契約健診機関の拡大 ・同意書取得済事業所の受診健診機関（県内外）との契約の推進 ○健診推進経費を活用した健診機関によるデータ提供に関する同意書の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局との連名通知を約1,400事業所に対して送付。送付後には外部委託機関を活用した電話勧奨を実施中 ・弁護士の法的根拠を提示したうえで文書勧奨を実施。大規模事業所14機関に対して文書を送付（9月実施） ・県内の1機関とデータ作成に関する覚書を締結 	◆事業者健診結果データ取得数の拡大
保健	◆対象者への受診に必要な情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の集団健診実施時期に合わせた受診勧奨ハガキの送付 ・GIS活用の検討 ・セット券の被保険者住所への直送による受診勧奨 ・セット券送付の際の健診実施機関一覧表や市町村別特定健診・がん検診実施予定一覧表を同封 ・フリーペーパーや市町村の広報誌を活用し、特に主婦層をターゲットとした、特定健診制度や受診方法に関する分かりやすい記事を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・セット券の被保険者住所への直送による受診勧奨を実施（H31年3月に47,141件発送済） ・セット券送付の際に健診実施機関一覧表や市町村別特定健診・がん検診実施予定一覧表を同封 	（他項目と統合のため削除）
保健	◆がん検診との連携など市町村との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携を強化し、特定健診とがん検診を同時に受けられる環境を整え、特定健診実施の促進 ・より多くの市町村と連携の上、市町村の広報紙に協会けんぽの特定健診について掲載を要請 ・市町村の集団健診実施場所へ協会けんぽ保健師派遣 当日実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・セット券送付の際の健診実施機関一覧表や市町村別特定健診・がん検診実施予定一覧表を同封 ・矢巾町の広報誌（8月号）で協会けんぽの特定健診にかかる記事を掲載 	（他項目と統合のため削除）
保健	◆集団健診の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・オブショナル健診（肌年齢、血管年齢測定等）を含めた集団健診拡大 →大規模市町（盛岡市、滝沢市、奥州市等）及び受診率の低迷している地域等での実施 ・商業施設等におけるまちかど集団健診の実施に向けた健診機関との交渉と実施 ・無料健診の実施に向けた健診機関との交渉と実施 ・開催地域の市町村の広報紙への実施日等掲載 ・健診推進経費の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・オブショナル健診を含めた集団健診実施機関募集中（H30年5会場→R元年度は16会場に増加して実施予定） ・商業施設等におけるまちかど集団健診の実施に向けてイオンモールと交渉中（11月に実施予定） 	（他項目と統合のため削除）
保健	◆加入事業所に対する生活習慣病予防健診受診勧奨の推進 ・健診申込書送付時及び各種広報による受診勧奨 ・新規加入事業所に対する健診案内	<ul style="list-style-type: none"> ・全加入事業所に対し、生活習慣病予防健診パンフレットおよび申込書を送付（年次発送） ・年次発送後、全加入事業所に対し、生活習慣病健診の優位性をアピールするパンフレットを送付するとともに、大規模事業所を中心に直接訪問により説明を実施 ・新規適用事業所への健診案内の送付 ・ハビネス・社保いわて・市町村（盛岡市及びその近郊市町村）への掲載による受診勧奨 ・生活習慣病予防健診未利用事業者（主に都市部）に対し受診勧奨ダイレクトメールを送付 ・いわて健康経営宣言事業所の内、生活習慣病予防健診利用率が低い事業所に対する受診勧奨の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全加入事業所に対し、生活習慣病予防健診パンフレットおよび申込書を送付（H31年3月に16,830事業所へ発送済） ・新規適用事業所への健診案内の送付（8月末までに354事業所へ発送済） ・各種広報紙を活用した広報を実施（納入告知書同封チラシ2回、社会保険いわて1回） 	◆被扶養者の特定健康診査受診者数の拡大
保健	◆被扶養者の特定健診の受診勧奨の推進 ・未受診者に対する受診勧奨 ・新規加入事業所の被扶養者に対する健診案内 ・沿岸部、県北部地域での集団健診実施	<p><個人対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全特定健診対象者に対し、特定健診パンフレットおよび受診券、受診可能機関一覧表等を送付（年次発送） ・前年度からの未受診者に対し、ダイレクトメールによる勧奨の実施 ・新規加入者に対するセット券・案内の送付 <p><事業所・健診機関等への対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌による事業所を通じた受診勧奨 ・パート・アルバイト等の事業者健診にセット券を使用できるようアプローチ（医師会・健診機関・事業所へ依頼文書・チラシ作製・社保いわてへの掲載） ・基金のデータ分析の上未受診者の多い地域へのダイレクトメールの送付 ・受診率の低い沿岸・県北部への検診車の派遣を健診機関へ要請（船員保険部と合同で実施する集団健診の開催を検討） ・支払基金から受診医療機関のデータを取得し、受診率の悪い地域限定に勧奨実施 ・生活習慣病予防健診と同程度の健診を受診できる仕組みの構築に向けた、健診機関との交渉 	<ul style="list-style-type: none"> ・全特定健診対象者に対し、特定健診パンフレットおよび受診券、受診可能機関一覧表等を送付（H31年3月に47,141件発送済） ・各種広報紙を活用した広報を実施（納入告知書同封チラシ2回、社会保険いわて1回） ・オブショナル健診を含めた集団健診実施機関募集中（H30年5会場→R元年度は16会場に増加して実施予定） ・商業施設等におけるまちかど集団健診の実施に向けてイオンモールと交渉中（11月に実施予定） ・健診機関過疎地域の事業所（宮古、大船渡、北上、一関、釜石、久慈、盛岡）に対して、集合バス健診日程のパンフレットを送付（7月初旬、約9,500社に対してパンフレットを送付） ・被扶養者に対する特定健診上乗せ健診の開始（9機関で10月から実施） 	（他項目と統合のため削除）

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応

【KPI】

特定保健指導実施率を16.8%以上とする

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
保健	◆特定保健指導中心の保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導保健師等の採用と適正配置による保健指導体制の充実 研修等での指導者のスキルアップ等による初回中断率・途中終了率の低減 受け入れ事業所数・対象者拡大のため以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> アンケート等による訪問案内拒否理由の分析 公民館等を活用した土日・夜間の特定保健指導 対象者への個別案内・支部での立寄り保健指導 大口拒否事業所のリストアップと支部幹部職員等による訪問勧奨 外部委託による、拒否事業所への受け入れ勧奨訪問の実施 保健指導実施率向上、質の向上のため以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> 効果的な研修内容の整理と継続的な改善 保健指導対象者等へのアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> 欠員が続いていた地域において保健指導保健師1名採用（8/26～）保健指導体制の強化 大口拒否事業所に対する訪問事業の実施（9月から順次開始。R2年2月までにかけて約60事業所について支部幹部職員で訪問予定） 事業所ごとの案内・勧奨方法の見直し等による利用勧奨の強化、支部での立ち寄り保健指導の案内の徹底 研修計画に基づく研修の実施（受診勧奨事例への対応、継続支援委託先との連絡会等） 保健指導実施者向けアンケート調査の実施（10～11月） 	◆支部直営（支部保健指導者）による特定保健指導実施者数の拡大
保健	◆アウトソーシングの拡大	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病健診機関へのアンケート及び委託勧奨 委託契約健診機関との定期連絡会の開催（健診当日の初回面談数拡大） 直営指導者不在地区・休日夜間等指導希望事業所の専門機関への委託 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病健診機関へのアンケート・委託勧奨を実施。4機関（県立沼宮内診療センター・みやぎ健診プラザ・船保健センター・予防医学協会県南センター）と新規委託契約締結 3か月毎連絡会（4月・7月）を行い、健診機関内の健診部門・指導部門との調整等を実施。勧奨時の声掛けの方法等を具体的な拡大策の検討を実施 直営指導者不在地区の専門機関の委託（889件）及び休日夜間等（9事業所23件）の専門機関の委託実施 	◆外部委託機関活用による特定保健指導実施者数の拡大
保健	◆事業者健診データを活用した保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 健診機関等と連携した事業者健診データの早期取得（特定保健指導共同利用の同意書同封等を含む） 事業者健診データ取得事業所への早期及び確実な保健指導案内通知を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 健診機関等と連携した事業者健診データの早期取得及び事業者健診データ取得事業所への保健指導案内通知実施（348事業所） 	（他項目と統合のため削除）
保健	◆特定保健指導の受診勧奨の推進 ・健診申込書送付時における受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> 健診申込書送付時（年度末発送・随時発送）に、特定保健指導案内チラシを同封 新規加入事業所に対する健診申込書送付時に特定保健指導案内チラシを同封 事業者健診データ提供事業所への特定保健指導案内チラシを送付 	<ul style="list-style-type: none"> 年度末一斉の健診案内において、全加入事業所に対し、特定保健指導案内チラシを同封（H31年3月に16,830事業所へ発送済） 新規適用事業所への健診案内に特定保健指導案内チラシを同封（8月末までに354事業所へ発送済） 事業者健診データ提供勧奨時に特定保健指導案内チラシの送付（約1,400事業所へ発送） 	（他項目と統合のため削除）
保健	◆被扶養者の特定保健指導の受診勧奨の推進 ・受診券送付時における受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> 受診券（セット券）・利用券送付時に利用勧奨パンフレット、実施機関一覧表等を同封 支部近郊地域対象者へ支部内での特定保健指導利用勧奨を実施 支部独自健診時の特定保健指導 公民館等を活用した土日・夜間の特定保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> 利用券送付時に実施機関一覧表を同封（R1年8月20日に特定保健指導対象者68名へ送付済み） 	◆被扶養者の特定保健指導実施者数の拡大

iii) 重症化予防対策の推進

【KPI】

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
保健	◆二次勧奨の実施（実施予定人数985名） *1月本部提示対象者数により設定 参考H30見込み：985件	<ul style="list-style-type: none"> 血圧が要治療と判定されながら約3ヶ月間受診が確認できない35歳以上の対象者に対し、本部一次勧奨の後、事業所経由等による電話及び文書勧奨（通年） 血糖が要治療と判定されながら約3ヶ月間受診が確認できない35歳以上の対象者に対し、糖尿病性腎症重症化予防事業の委託機関による電話及び文書勧奨を実施（通年） 未治療者が多い事業所に対する幹部訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 未治療者2,029人全数に対し、本部からの文書による一次勧奨実施。更に重症な対象者543人に対し、支部独自に文書と電話による二次勧奨を実施。*上期対象者：平成30年9月～平成31年1月健診者 未治療者の多い事業所に対する幹部訪問は、特定保健指導拒否事業所訪問と併せて行い6事業所実施 	◆未治療者の受診率の向上
保健	◆糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の実施 （該当者：約1,676名 実施予定人数…8名）*対象者の0.5% *1月本部提示対象者数により設定 参考H30：1,676件	<ul style="list-style-type: none"> 県の当該事業実施基準に該当する者に対し専門医への受診勧奨（文書・電話）及び医師会と連携した生活指導を委託等により6ヶ月間実施（通年） 医師会・地域等と連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病性腎症重症化予防事業は、30年度委託機関の利用勧奨結果が低調であったため、自支部による利用勧奨へ変更し、血糖未治療者の勧奨と併せ実施。上期申込3人。内1人指導開始 釜石市・矢巾町及び奥州保健所、一関保健所と情報交換を実施 	◆糖尿病性腎症重症化予防事業の推進

iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進				
担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
企画	◆「いわて健康経営宣言」事業の宣言登録事業所数の拡大	・詳細はデータ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を参照	9月末時点での宣言登録数：952事業所 ※詳細はデータ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を参照	◆「いわて健康経営宣言」事業の宣言登録事業所数の拡大 ◆事業主と連携した禁煙外来受診勧奨事業の実施
企画	◆宣言登録事業所へのチェックシート結果のフィードバック	・詳細はデータ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を参照	※詳細はデータ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を参照	◆宣言登録事業所へのチェックシート結果のフィードバック ◆事業所健康度診断シートの提供 ◆健康づくりに関する情報提供の実施

v) その他保健事業				
担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
企画	◆関係団体との連携によるウォーキング大会等を通じた健康づくり事業の推進	・岩手日報社主催ウォーキング大会への協力（10月） ・地方自治体等が実施する健康づくりのイベント等への協力	・岩手県歯科医師会主催のイベントにて、協会けんぽのブースを出展。肌年齢、血管年齢測定等を実施（6月）	◆関係団体との連携によるウォーキング大会、イベントへのブース出展等を通じた健康づくり事業の推進
企画	◆歯科医師会と連携した歯科健診事業の実施 ◆健診結果の分析作業および分析結果を活用した加入者への広報を実施	・歯科医師会会員の歯科医が歯科健診を実施（6～2月） ・納入告知書同封チラシ、メルマガ等の広報媒体による受診勧奨を実施 ・算定説明会、委員研修会等で事業内容を周知、チラシの配布 ・協会けんぽ調査研究報告書への応募（上半期） ・分析結果を活用した加入者への広報を実施（下半期）	・8事業所 107名が受診（9月末時点） ・納入告知書同封チラシ、メルマガ、社会保険いわてによる広報（4、5、7月） ・プレスリリースの実施（4月） ・算定説明会、委員研修会で歯科健診事業について周知（6、9月） ・分析結果の調査研究報告書への応募（8月）	◆歯科医師会等と連携した歯科健診事業の実施 ◆健診結果の分析作業および分析結果を活用した加入者への広報を実施
保健	◆職場ヘルスアップサポート	・支部HP、周知チラシの配布等で広報を実施 ・希望事業所に対し職場の健康づくりについての助言を実施するとともに、若年や被扶養者など特保対象者以外も対象とした下記メニューを実施 【内容】 ・健康講座の開催（栄養教育システムの活用） ・DVD、リーフレット等、教材の貸し出し ・スモールチェンジ新聞の作成支援	○広報状況について ・5月より支部ホームページに掲載 ・他以下の機会に11事業所518名にチラシ配布（新規健康経営宣言事業所・新適事業所・算定説明会・健康保険委員研修会参加事業所・特定保健指導支部案内事業所） ○実施結果について ・上期目標25事業所に対し13事業所（585人）に健康講座、1事業所60人にスモールチェンジ新聞作成支援を実施（予定も含む）実施後アンケートにて90%以上が実施内容について満足との結果を得た	◆事業所健康づくりの推進

③. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

i) 広報関係				
【KPI】 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする				
担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
企画	◆日本年金機構との連携による広報の実施（納入告知書用チラシ）	・納入告知書に支部の取り組みやKPIに寄与する内容を掲載し周知（毎月）	・納入告知書の発行に合わせてチラシを作成し、同封のうえ送付（毎月） ・県からの情報提供による記事掲載（毎月） ・KPIやインセンティブに関わる項目を中心に、岩手支部の現状数値と合わせて掲載（毎月）	◆日本年金機構との連携による広報の実施（納入告知書用チラシ）
企画	◆「社会保険いわて」への記事提供	・社会保険協会が発行（奇数月発行）する広報紙「社会保険いわて」への記事提供 ・記事は岩手支部の事業のお知らせ、数値目標達成に必要な広報内容を中心に作成	・広報計画に基づき、社会保険協会発行の「社会保険いわて」に記事を提供（奇数月） ・広報媒体として納入告知書同封チラシに次ぐ発行部数の多さから、数値目標達成に寄与するような広報内容を掲載（奇数月）	◆「社会保険いわて」への記事提供
企画	◆健康保険委員専用広報紙による広報の実施	・健康保険委員専用の広報紙「Happiness」を発行（偶数月） ・健康保険委員向けの内容として、健康づくりに積極的に取り組む事業所の紹介（アワード受賞事業所）や、申請書の返戻事例、データヘルス計画と連動した健康コラム等（食事・運動・季節の健康情報等）を掲載	・健康保険委員専用の広報紙「Happiness」を発行（偶数月） ・健康保険委員向けの内容として、健康づくりに積極的に取り組む事業所の紹介（アワード受賞事業所）や、申請書の返戻事例、データヘルス計画と連動した健康コラム等を掲載（偶数月） ・協会けんぽが取組む事業の認知度及び来年度の事業計画の参考とするためアンケートを実施（6月）	◆健康保険委員専用広報紙による広報の実施
企画	◆メールマガジンの定期発行および登録者数拡大【目標】…新規登録 320 件	・月1回発行、必要に応じ増刊号を随時発行 ・納入告知書用チラシにメールマガジン登録勧奨の記事を掲載（年1回） ・算定説明会、委員研修会、健康保険委員委嘱勧奨等の様々な機会を通して、メールマガジン登録勧奨チラシを配布 ・保健グループで送付している特定健診の勧奨ハガキにメールマガジンのQRコードをのせ、登録を促す	・新規登録件数：250件（令和元年9月末現在） ・毎月1回の発行と、自然災害時等に臨時号を発行（随時） ・登録者拡大のため、健康経営宣言の訪問勧奨、健康保険委員の電話勧奨時に登録勧奨を実施（6～8月） ・各種説明会にて、チラシを配布のうえ、登録勧奨を実施（上期） ・健康川柳コンクールや研修会の申込書等にメールアドレスの記入欄を設け、任意記入の勧奨を実施（6～7月）	◆メールマガジンの定期（臨時号含む）の発行および登録者数拡大 ◆納入告知書等広報チラシ、各種研修会等の様々な機会を活用したメールマガジン登録勧奨の実施 【目標】…新規登録 ○○○ 件
企画	◆岩手日報への「健康経営」推進等に関する広告の掲載 ※アワードについては5者協定における決定に基づき決定。岩手県民応援キャンペーンは協賛継続予定	・「いわて健康アワード」における表彰事業所の取り組みや健康経営の普及に関する新聞広告の掲載（下半期） ・岩手日報社主催の「岩手県民健康応援キャンペーン」への協賛（下半期）	・岩手日報社主催の「岩手県民健康応援キャンペーン」への協賛及び広告掲載（4、5、6月）	◆岩手日報への「健康経営」推進等に関する広告の掲載 ※いわて健康経営アワードについては5者協定における決定に基づき決定。岩手県民健康応援キャンペーンは協賛継続予定
企画	◆WEB広告を活用した特定健診等の広報	・特定健診にかかる画像広告を特定の対象者に向けて配信し、当支部ホームページに誘導し、制度、日程、料金等の周知広報を行う（上半期）	・特定健診にかかるバナー広告及びリスティング広告による広報を実施（5～6月）※広告表示回数140万回 1万回 クリック率0.75%	◆WEB広告を活用した特定健診等、協会けんぽの各事業にかかる広報の実施 ◆テレビCMや動画配信サイトを活用した健診受診率向上のための広報を実施

ii) 健康保険委員関係 【KPI】 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.0%以上とする				
担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
企画	◆社会保険委員会、社会保険協会、および日本年金機構と連携した研修会の開催及び支部事業運営への協力依頼	・社会保険協会主催の新任事務担当者研修会での事業・制度周知と健康保険委員勧奨（4月） ・年金機構算定説明会での岩手支部が取組んでいる事業の説明、健康保険制度の周知（6月） ・年金委員事務説明会での岩手支部が取組んでいる事業についての説明と制度周知（下半期）	・社会保険協会主催の研修会（3会場）へ講師派遣（4月：2回、9月：1回） ・算定説明会（12会場）へ講師派遣し、事務手続きと岩手支部で取組む事業について説明（6月） ・盛岡年金事務所と合同で委員研修会を開催（8月：214名参加）	◆社会保険委員会、社会保険協会、および日本年金機構と連携した研修会の開催及び支部事業運営への協力依頼
企画	◆健康保険委員表彰の実施	・被表彰対象者の選出（5～6月） ・被表彰者の決定（8～9月） ・日本年金機構と連携し、健康保険委員・年金委員表彰式を実施（10～11月）	・被表彰対象者の選出（5～7月） ・被表彰者の決定（9月）	◆健康保険委員表彰の実施
企画	◆納入告知書同封チラシ等を活用した定期的な委嘱勧奨	・納入告知書同封チラシによる委員募集（年2回）	・納入告知書同封チラシに、健康保険委員募集記事を掲載（6月）	◆納入告知書同封チラシ等を活用した定期的な委嘱勧奨
企画	◆新規適用事業所に対する委嘱勧奨	・新規適用事業所への健診案内時に勧奨文書を同封し委嘱勧奨を実施（毎月） ・半年間の新適事業所のうち未登録の事業所に再委嘱勧奨文書を送付（年2回）	・新規適用事業所への健診案内送付時に、勧奨文書を同封（毎月）	◆新規適用事業所に対する委嘱勧奨
企画	◆事業所訪問の際の委嘱勧奨	・「いわて健康経営宣言事業」に係る事業所訪問時における委嘱勧奨	・「いわて健康経営宣言」の委託業者による訪問勧奨の際、健康保険委員委嘱勧奨も併せて実施（6～8月、250件訪問勧奨→8件獲得）	◆事業所訪問の際の委嘱勧奨
企画	◆健康川柳コンクール受賞作品の選定における健康保険委員による協力	・応募作品の健康保険委員による審査、受賞作品の決定（8～9月）	・307作品の応募あり。1次審査を通過した20作品について、健康保険委員の投票による最終審査を実施（8～9月、投票数393件） ・「最優秀賞」1作品、「優秀賞」3作品、「審査員特別賞」6作品の10作品を選出（9月）	◆健康川柳コンクール受賞作品の選定における健康保険委員による協力
企画	◆年金事務所算定説明会や各種研修会における委嘱勧奨	・算定説明会、新任担当者説明会で健康保険委員委嘱勧奨チラシを配布	・新任事務担当者研修会（3会場）で健康保険委員勧奨チラシを配布（4月：2回、9月：1回） ・算定説明会（12会場）で健康保険委員勧奨チラシを配布（6月：799名参加）	◆年金事務所算定説明会や各種研修会における委嘱勧奨
企画	◆文書による委嘱勧奨 ◆外部委託業者を活用した委嘱勧奨	・一定規模の事業所に対する、委嘱勧奨文書の発送 ・外部委託業者を活用し、電話による勧奨を実施	・被保険者数10人～29人の事業所に文書勧奨を実施（5月、394件送付→4件獲得） ・外部委託業者を使用し、被保険者数10人～499人の事業所に文書勧奨及び電話勧奨を実施（6～7月、1,600件送付→163件獲得、KPI48.3%）	◆文書による委嘱勧奨 ◆外部委託業者を活用した委嘱勧奨
企画	◆健康保険委員アンケート等の実施による加入者の意見の把握およびその意見を活かした事業の推進	・健康保険委員アンケートの実施（6月） ・アンケート結果を踏まえた事業の展開	・協会けんぽが取組む事業の認知度および来年度の事業計画の参考とするためアンケートを実施（6月）	◆健康保険委員アンケート等の実施による加入者の意見の把握およびその意見を活かした事業の推進、 次年度事業計画への反映
企画	—	—	—	◆健康保険委員の委嘱拡大を進めるため、新規委嘱登録に対するインセンティブを付与

iii) その他				
担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
企画	◆県とのより一層の連携体制の強化と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進	・岩手県と締結した健康づくりに関する覚書に基づき、納入告知書同封チラシの共同広報の実施（毎月）、各保健所からの依頼に基づきセミナー開催、保健所と連携した広報の実施、健康経営の普及に関する連携した取組みの実施	・岩手県との納入告知書同封チラシの共同広報を実施（毎月）	◆県とのより一層の連携体制の強化と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進 ◆医療費・健診等データを活用した県との共同分析
企画	◆医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との県民の健康づくりに関する覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための連携した取組みの推進	・機会を捉えた定期的な意見、情報交換の実施 ・セミナーやイベントなどにおける連携した開催 ・協力関係の下、資格喪失後受診防止等の医療費適正化に資する取組みの実施	・（医師会・薬剤師会）健康づくりセミナーの後援依頼やジェネリック医薬品使用促進事業に係る実施報告の機会を通じて訪問し、情報交換等を実施（5、7月） ・（歯科医師会）「8020健康フェスタ」（歯科医師会主催イベント）へブース出展し、協会の歯科健診事業のアピール等を実施（6月）	◆医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との県民の健康づくりに関する覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための連携した取組みの推進
企画	◆経済関係5団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、経営者協会、経済同友会）との覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進	・健康経営の普及および「いわて健康経営宣言」における登録事業所数の拡大のための取組みの実施	・（商工会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会）今年度のいわて健康経営アワードの進め方等について意見交換を行うため訪問（5月）	◆経済関係5団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、経営者協会、経済同友会）との覚書に基づく、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進
企画	◆地方自治体との連携体制の構築と、住民の健康的な生活実現のための取組みの推進	・健康づくり事業や広報、健康づくり事業等の連携した取組みの推進 ・地方自治体が開催するセミナーやイベントなどへの協力	・岩手県主催の脳卒中予防県民会議の会場においてブース出展し、協会の健康づくり事業等のアピールを実施（7月）	◆地方自治体との連携体制の構築と、住民の健康的な生活実現のための取組みの推進
企画	◆その他、保険者協議会における他保険者などの関係団体との連携体制の構築と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進	・保険者協議会へ出席し、協会けんぽとしての意見の発信 ・医療費、健診データ等の分析結果に基づく、他の保険者と連携した保健事業の充実に向けた検討	・保険者協議会に出席し、地域医療構想調整会議における保険者参加枠の拡大について要請（8月）	◆その他、保険者協議会における他保険者などの関係団体との連携体制の構築と、県民の健康的な生活実現のための取組みの推進
企画	◆岩手日報と連携した健康川柳コンクールの実施	・岩手日報等関係団体等との実施内容の調整、実施準備（4～5月） ・作品の募集（6～7月） ・審査（8～9月）＜※二次審査は健康保険委員による＞ ・いわて健康ウォーク会場にて受賞作品展示、表彰（10月）	・307作品の応募があり、審査の結果10作品が入賞（6～9月）	◆岩手日報と連携した健康川柳コンクールの実施
企画	◆関係団体等が開催するセミナー等の機会を捉えた協会けんぽのPR活動の推進	・関係団体等が実施する健康づくり等をテーマとしたイベントに参加し、協会けんぽの健康づくりに対する取組みのPR活動を実施	・岩手県主催の脳卒中予防県民会議の会場においてブース出展し、協会の健康づくり事業等のアピールを実施（7月）	◆関係団体等が開催するセミナー等の機会を捉えた協会けんぽのPR活動の推進
企画	◆関係団体と連携したセミナーの実施	・県や自治体、医療関係団体等と連携し、健康に関するセミナーの開催 ・その他関係団体等が開催するセミナー、イベントなどへの協力	・関係団体等から後援を受け、協会主催で喫煙者及びメンタルヘルス対策をテーマとしたセミナーを開催する事とし、各種準備を実施（毎月）	（削除）
企画	◆マスコミ・関係団体等を通じた情報、意見発信	・定期的なプレスリリースの実施および必要に応じた岩手日報への訪問による説明、記事掲載依頼 ・岩手日報以外の新聞社や地元情報誌とも関係を深め、より多くの媒体において岩手支部のPRや事業等の紹介をしていただく働きかけの実施 ・各種研修会等における協会けんぽの財政状況や、健診受診等を通じた個人の健康維持の必要性についての情報、意見発信 ・次年度保険料率の広報に合わせた、関係団体等への協会けんぽの財政状況、及び歳出削減の取組み等の情報、意見発信	・支部独自の取組みである歯科健診事業、川柳コンクール、評議会、健康づくりセミナー等のプレスリリースを実施（4月、6月、7月） ・年金事務所や社会保険協会が主催する研修会へ講師を派遣し、健診事業やインセンティブ制度についての説明を実施（上期）	◆マスコミ・関係団体等を通じた情報、意見発信

④. ジェネリック医薬品の使用促進

【KPI】ジェネリック医薬品使用割合を83.0%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
企画	◆県内医療機関・薬局への使用促進の依頼	・自保険薬局のジェネリック使用割合等が確認できる資料の提供による使用促進の働きかけ（医療機関に対しても実施）	・薬効分類別で使用割合の低い外皮用薬の取扱数量が一定以上あり、かつ使用割合の低い医療機関（124機関）、及び薬局（106機関）を対象に左記資料を提供。同時に地域の医薬品使用状況を銘柄別に可視化し、安定供給や品質面で不安が少ないと考えられる実績上位をリスト化した「医薬品リスト」を提供（5月） ・私立大学病院（1機関）を訪問し、ジェネリック医薬品の使用促進に係る意見交換を実施（6月）	◆県内医療機関・薬局への使用促進の依頼
企画	◆ジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額通知の送付	・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担額の軽減額をお知らせする通知を対象者に送付（年2回）	・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担額の軽減額をお知らせする通知を対象者（28,549件）に送付（8月）	◆ジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額通知の送付
企画	◆関係団体と連携した使用促進の取組みの実施	・岩手県の薬務担当部署への働きかけを行い、連携した使用促進の取組みの実施 ・ジェネリック使用状況、及び使用促進にかかる分析結果を関係者へ発信することによる連携の強化	・社会保険診療報酬支払基金岩手支部が主催する医療機関を対象とした説明会に参加し、医療機関（5機関）とジェネリック医薬品の使用促進に係る意見交換を実施（9月） ・薬剤師会主催の保険薬局研修会において協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に係る取組等の意見発信を実施（9月）	◆関係団体と連携した使用促進の取組みの実施
企画	◆セミナー等における参加者に対する使用促進の取組みの実施	・委員研修会やセミナー等の会場でのジェネリック医薬品希望シール、Q&A小冊子の配布による利用促進	・算定説明会や各種研修会等の場においてジェネリック医薬品希望シール、Q&A小冊子の配布を実施（随時）	◆セミナー等における参加者に対する使用促進の取組みの実施
企画	—	—	—	◆乳幼児のいる家庭へのジェネリック医薬品使用促進等の医療費適正化啓発

⑤. インセンティブ制度の本格導入

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
企画	◆各種広報媒体を活用したインセンティブ制度の周知	・加入者、事業主に対して各種広報媒体(主にハピネスで記事掲載をシリーズ化させる)、研修等を活用し、丁寧に説明を行う	・事業所の事務担当者が参加する各種研修会、説明会の会場で、インセンティブ制度についてのチラシを配布し、説明を実施(上期) ・納入告知書同封チラシ及びハピネスにて現状の順位等を踏まえて制度周知を実施(4月)	◆各種広報媒体を活用したインセンティブ制度の周知及び各インセンティブ指標の結果等の周知

⑥. パイロット事業への積極的な応募

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
総務	◆本部へのパイロット事業提案	・支部パイロット提案委員会の定期開催。提案スケジュールの作成、提案内容の精査	・3つのチームに分かれて委員会を開催（随時）。その結果、2つのパイロット事業の提案を実施し、2つとも本部における1次審査を通過（9月）	◆本部へのパイロット事業提案

⑦. 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

【KPI】

I. 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を79.8%以上とする

II. 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

担当	実施内容（計画）	方法・スケジュール	進捗状況（令和元年9月末現在）	実施内容（計画）
企画	◆岩手県、健康いわて21プラン推進協議会、岩手県がん対策推進協議会、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会、保険者協議会等における情報・意見発信	・左記の各種協議会等に職員が出席し、協会けんぽとしての意見を発信（※スケジュールについては現段階では未提示）	・岩手県がん対策推進協議会に出席し、がん検診の受診率向上及び県立病院受入れ枠の拡大について意見発言(6月)	◆岩手県、健康いわて21プラン推進協議会、岩手県がん対策推進協議会、岩手県後発医薬品安心使用促進協議会、保険者協議会等における情報・意見発信
企画	◆県の医療審議会、地域医療構想調整会議、保険者協議会における意見発信	・県の医療審議会、地域医療構想調整会議等へ職員が出席し、協会けんぽとしての意見を発信	・保険者協議会に出席し、地域医療構想調整会議における保険者参加枠の拡大について要請(8月) ・盛岡構想区域地域医療構想調整会議に出席(9月) ・両警保健医療圏地域医療懇談会に出席(9月)	◆県の医療審議会、地域医療構想調整会議、保険者協議会における意見発信 ◆地域医療構想調整会議における被用者保険参加枠拡大に向けた取組みの推進
企画	◆関係団体と連携した医療費・健診データ等の分析と保健事業における活用、及び分析結果の発信 ◆標準化レセプト出現比（SCR）のデータ及び可視化ツールを活用した関係団体への意見発信	・特定健診・特定保健指導データ分析（Zスコア）による経年分析結果の発信 ・いわて健康データウェアハウス健康課題評価委員会、各医療圏の地域医療構想調整会議での意見発信	・標準化レセプト出現比（SCR）のデータ等を活用した分析に着手し、分析結果は下期に活用予定	◆関係団体と連携した医療費・健診データ等の分析と保健事業における活用、及び分析結果の発信 ◆標準化レセプト出現比（SCR）のデータ及び可視化ツール等、分析結果を活用した関係団体への意見発信

(3) 組織体制関係

□令和元年度

□令和2年度

①. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

担当	実施内容(計画)	方法・スケジュール	進捗状況(令和元年9月末現在)	実施内容(計画)
総務	◆マネージャー会議、拡大マネージャー会議を活用した管理職の育成	・支部長、部長、グループ長によるマネージャー会議(毎週)、マネージャー会議にグループ長補佐を加えた拡大マネージャー会議(月1回)を開催。支部運営方針や、支部内の情報共有を図る	・計画通り、毎週1回の会議(その内1回は拡大会議)を開催し、支部事業の実施に関する協議や各グループ等の事業等の共有を実施	◆マネージャー会議を活用した管理職の育成
総務	◆標準人員の見直し後の業務の効率化	・業務グループ山崩し方式による事務の効率化による戦略的保険者機能の一層の発揮	・計画通り、業務グループにおいて山崩し方式を推進し、事務の効率化を図り、戦略的保険者機能の発揮のための業務体制を整備	(削除)

②. 人事評価制度の適正な運用

担当	実施内容(計画)	方法・スケジュール	進捗状況(令和元年9月末現在)	実施内容(計画)
総務	◆組織目標、役割定義に基づく適切な目標設定の実施	・目標設定時とフィードバック時に面談を実施。評価者と被評価者とのコミュニケーションを図る	・上期の目標設定時および必要に応じ随時、面談を実施。評価者と被評価者間の意識の共有等を図り、同じ方向性で事業を進めることが出来るようコミュニケーションを積極的に実施(随時)	◆組織目標、役割定義に基づく適切な目標設定の実施
総務	◆目標達成に向けた業務管理、業務改善の徹底			◆目標達成に向けた業務管理、業務改善の徹底

③. OJTを中心とした人材育成

担当	実施内容(計画)	方法・スケジュール	進捗状況(令和元年9月末現在)	実施内容(計画)
総務	◆本部研修の伝達および支部独自研修によるコンプライアンス、個人情報保護の遵守徹底、ハラスメント発生の防止	・ハラスメント防止研修(6月) ・個人情報保護研修、コンプライアンス研修(7月) ・電話対応研修(9月) ・情報セキュリティ研修、メンタルヘルス研修、OJT実践研修(10月)	・ビジネススキル研修(5月22日実施)※OJT実践研修から名称変更 ・ハラスメント防止・メンタルヘルス研修(6月20~21日) ・個人情報保護・コンプライアンス研修(9月5~6日)	◆本部研修の伝達および支部独自研修によるコンプライアンス、個人情報保護の遵守徹底、ハラスメント発生の防止
総務	◆現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、業務の標準化、業務品質の向上を推進	・スタッフ、主任で構成される支部内委員会、「業務改善委員会」、「パイロット提案委員会」、「CS向上委員会」の定期開催とマネージャー会議での活動報告 ・半期ごとの「業務改善提案」制度の実施	・上期においては、3つのチームでそれぞれ、パイロット委員会、CS向上委員会を開催。パイロット委員会については2つの提案を本部に実施し、どちらも1次審査を通過。また、CS向上については、下期から実施予定(パイロット委員会…4~5月、CS向上委員会…6~9月)	◆現場の創意工夫や発想を活かして業務の効率化、業務の標準化、業務品質の向上を推進
総務	◆本部研修へ職員の派遣と伝達研修の実施	・本部研修スケジュールにより階層別研修・業務別研修参加。支部内伝達研修の実施	・第1回統計分析研修(5月20~21日) ・第2回統計分析研修(8月26~27日) ・第2期保健事業実施計画PDCA研修(9月4日) ・GIS研修(初級)(9月5~6日) ※統計分析研修、GIS研修は受講者より企画職員へ伝達研修を実施 PDCA研修は、資料を回覧のうえ、データヘルス会議等で内容を伝達	◆本部研修へ職員の派遣と伝達研修の実施
総務	◆事務処理内容、接客等サービス向上、レセプト点検、保健師スキルアップ等について支部独自の研修等を実施	・支部独自の研修計画を策定 ・レセプト点検研修(2回) ・保健師研修(6回) ・電話対応研修(1回)	・レセプト点検研修1回目(8月30日実施) ・保健師研修(5月24日、6月21日実施)	◆事務処理内容、接客等サービス向上、レセプト点検、保健師スキルアップ等について支部独自の研修等を実施
総務	◆事業所訪問、各研修会での事業説明による営業力・発信力等の向上	・「いわて健康経営宣言」や健康保険委員の委嘱等、事業説明のため、職員による事業所訪問を実施 ・委員研修会へ支部職員を講師として派遣し、健康保険制度や支部取組事業の内容発信	・委員研修会、年金事務所主催研修会等での事業発信(14回) ・特定保健指導実施に関する事業所訪問動員を実施(随時)	◆事業所訪問、各研修会での事業説明による営業力・発信力等の向上

④. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

担当	実施内容(計画)	方法・スケジュール	進捗状況(令和元年9月末現在)	実施内容(計画)
総務	◆調達の執行における見積競争・企画競争入札等の推進	・調達内容に応じた入札方法の実施 ・調達審査会の開催	・競争入札(5件)、企画競争(5件)、見積競争(6件)を実施 ・調達審査委員会の開催(11回)	◆調達の執行における見積競争・企画競争の推進